

【第6回 事業再構築補助金 公募要領・手引きのまとめ】

注意！ あくまで弊所が纏めた資料になりますので、責任は一切は負いかねます。不明点・詳細・Q&Aは補助金HPをご確認ください。  
※主に中堅企業以上を対象とする・大規模資金上昇枠（150社限定）・条件の厳しいグリーン成長枠および風営法関連については別表

公募期間：R4.3.28～R4.6.30 18：00  
申請（電子申請）は5/下旬～6/上旬 予定  
採択発表：8/下旬～9/上旬予定  
R4に更に2回の公募予定

事業のHPに業種別採択分の申請内容ダイジェストが発表されていますので参考に

共通一定要件	中小企業である事 みなし大企業（出資者（額）・役員が過半数が大企業に関係している）である場合、過去3年の法人課税所得平均が15億円超は中堅企業扱い																																																																												
	経営革新等認定支援機関に相談・共同で策定必須（要確認書提出）+補助金額3,000万円以上の場合は金融機関の関与（策定協力+確認書）が必須 通常枠15ページ以内 補助額1,500万円以下は10ページ以内に																																																																												
事業実施期間	1 申請/1 回公募/同一法人（子会社） 不採択…次回以降再申請可能 不採択理由問合せ可能（再チャレンジへ） 書類不備による採択結果公表前に通知情報あり（2次公募から8/20～）																																																																												
	交付決定日から12か月以内（但し採択決定日から14か月の日まで） 当期間内に契約（発注）、納入、検収、支払および事業実績の報告等全ての手続きを完了する事 交付決定前R312/20以降の契約（発注）事業は事前着手申請書の提出をもって補助対象経費とする事ができます。受付期間R4.3.28～交付決定日まで																																																																												
共通 数値要件 【売上高減少要件】	補助事業終了後3～5年で付加価値額（営業利益+人件費+減価償却費）の年率平均3.0%以上の増加、または従業員1人あたりの付加価値額が年率平均3.0%以上増加見込みの事業計画である事（事業終了月の属する決算年度で）																																																																												
	新型コロナウイルスの影響によらない売上の減少は対象外（コロナ後の創業・合併、大規模な自然災害等の場合、別途証明書類添付必要）																																																																												
申請枠	a)2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年または2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、 ※売上を満たさない場合には、下記の要件に代替する事で申請可能（売上高を付加価値額に、+減少割合の減）																																																																												
	a)2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前（2019年または2020年1月～3月）の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること ※付加価値額＝営業利益+人件費+減価償却費 期中購入での償却費は月額法で算出																																																																												
通常枠	新分野展開や組織転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援																																																																												
回復・再生応援枠	新型コロナウイルスの影響を受け、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む中小企業等の事業再構築を支援 枠で不採択の場合、通常枠で再審査されます																																																																												
	上記【売上減少要件】に加え、以下の（ア）または（イ）のいずれかの要件を満たすこと ア) 2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年または2019年同月比で30%以上減少している事 付加価値額では同月比で45%以上減少している事 イ) 中小企業活性化協議会（旧再生支援協議会）等から支援を受けて再生計画等を策定している事 【策定している】の定義① 協議会等とは…他に中小機構、産業復興相談センター、整理回収機構、私的整理に関するガイドラインに基づいた再生計画、中小企業版私的整理手続（R4年4/1～）に基づく再生計画、事業再生ADR事業者が策定支援、中小企業再生ファンドが策定した再生計画 策定済（締切日から起算して3年以内に成立＝R7年7/1以降成立）、または策定中（策定支援2次対応決定以降・企業再生委検討委員会による「再生計画着手承認」以後・同ガイドライン・同手続きに基づく「一時停止の要請」以後・事業再生ADR制度の「制度利用申請正式受理」以後の何れか																																																																												
最低資金枠	最低資金上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等が取り組む事業再構築に対する支援 枠で不採択の場合、通常枠で再審査されます ア) 上記【売上減少要件】に加え、宣言に伴う影響を受け、R3年1月～8月のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している事 ア) を満たさない場合には宣言に伴う影響により、R3年1月～8月のいずれかの月の付加価値額が対前年又は前々年の同月比で45%以上減少している事 2020年10月から2021年6月までの間で3か月以上最低資金+30万円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上（計算上）いる事【最低資金要件】（4ヶ月以上・試用含まず） 補助金額1,000万円超案件で本事業で建設した建物等を対象として、定める付保割合（小規模推薦or30%以上、中小30%以上 中堅40%以上）の保険・共済加入同意（実績報告時に加入書類要提出）																																																																												
注意	追加条件																																																																												
条件チェック	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019（1～12月）：コロナ以前</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>2019（10月～12月）+2020（1～3月）：コロナ以前</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>2020～2021</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>2021～2022</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>													10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	2019（1～12月）：コロナ以前													2019（10月～12月）+2020（1～3月）：コロナ以前													2020～2021													2021～2022												
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																	
2019（1～12月）：コロナ以前																																																																													
2019（10月～12月）+2020（1～3月）：コロナ以前																																																																													
2020～2021																																																																													
2021～2022																																																																													
補助率・額	通常枠	中小企業等 2/3（6,000万円超部分1/2） 中堅企業等 1/2（4,000万円超部分1/3） 【従業員数20人以下】100～2,000万円…対象150～3,000万円超の事業、【21～50人】100～4,000万円…150～6,000万円超の事業、【51人以上】100～6,000万円…150～9,000万円以上の事業、【101人以上】100～8,000万円…150～13,000万円（9,000×2/3+4,000×1/2）超の事業																																																																											
	回復・再生応援枠	中堅企業 1/2で（4,000万円超部分1/3）なので 100～8,000万円…200～12,000万円（8,000×1/2+12,000×1/3）超の事業 中小企業 3/4 【5人以下】100万円～500万円…対象経費総額約133万円～666万円超、【6～20名】100万円～1,000万円…対象133万円～1,333万円超、【21名以上】100～1,500万円…対象133万円～2,000万円超																																																																											
	最低資金枠	中小企業 3/4 【5人以下】100万円～500万円…対象経費総額約133万円～666万円、【6～20名】100万円～1,000万円…対象133万円～1,333万円、【21名以上】100～1,500万円…対象133万円～2,000万円 中堅企業等 2/3																																																																											
	例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> <th>業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車載製品製造→医療分野向け製品製造</td> <td>航空機分野製品製造→医療用機器製造</td> <td>農機リース事業→通信教育ビジネス</td> <td>ヨガ教室（店舗）→オンラインヨガ運営（船小+主要設備導入変更）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設業→プラ加工製品の製造</td> <td>観光バス事業→高齢者向け送迎サービス（異なる設備・コース）</td> <td>施設管理業務→空気清浄機製造販売</td> <td>アパレルショップ（店舗）→ネット販売開始（船小+主要設備導入）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空機部品製造→半導体関連部品製造</td> <td>金属加工業→産業用ロボットの製造（異なる設備・用途）</td> <td>トラック運送業→飲食業（前設・異なる市場）</td> <td>レストラン→非対面化対応 テイクアウト販売（船小+主要設備導入）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊業→オートキャンプ場施設経営</td> <td>衣料品販売店→健康・美容関連商品経営（異なるコース）</td> <td>宿泊業→改装、コワーキングスペース（改装・設備導入）</td> <td>健康器具製造→IT化で省力化で新機種の製造（デジタル化設備導入）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産WM→Rオフィス事業</td> <td>日本料理店→地産地消（無農薬野菜）</td> <td>レンタカー賃貸→宿泊業（貸付ベンション）（改装・設備導入）</td> <td>美容室（店舗）→訪問美容サービス（船小+主要設備導入）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>製造業→工場跡地でデータセンター事業（サーバー購入）</td> <td>×○販売店が従来の商品を既存のECサイトをいって販売網拡大（四設備 ×飲食店が新たな商品の提供、設備の撤去なく単にテイクアウト販売へ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											業種	業種	業種	業種	業種	車載製品製造→医療分野向け製品製造	航空機分野製品製造→医療用機器製造	農機リース事業→通信教育ビジネス	ヨガ教室（店舗）→オンラインヨガ運営（船小+主要設備導入変更）		建設業→プラ加工製品の製造	観光バス事業→高齢者向け送迎サービス（異なる設備・コース）	施設管理業務→空気清浄機製造販売	アパレルショップ（店舗）→ネット販売開始（船小+主要設備導入）		航空機部品製造→半導体関連部品製造	金属加工業→産業用ロボットの製造（異なる設備・用途）	トラック運送業→飲食業（前設・異なる市場）	レストラン→非対面化対応 テイクアウト販売（船小+主要設備導入）		宿泊業→オートキャンプ場施設経営	衣料品販売店→健康・美容関連商品経営（異なるコース）	宿泊業→改装、コワーキングスペース（改装・設備導入）	健康器具製造→IT化で省力化で新機種の製造（デジタル化設備導入）		不動産WM→Rオフィス事業	日本料理店→地産地消（無農薬野菜）	レンタカー賃貸→宿泊業（貸付ベンション）（改装・設備導入）	美容室（店舗）→訪問美容サービス（船小+主要設備導入）				製造業→工場跡地でデータセンター事業（サーバー購入）	×○販売店が従来の商品を既存のECサイトをいって販売網拡大（四設備 ×飲食店が新たな商品の提供、設備の撤去なく単にテイクアウト販売へ																															
業種	業種	業種	業種	業種																																																																									
車載製品製造→医療分野向け製品製造	航空機分野製品製造→医療用機器製造	農機リース事業→通信教育ビジネス	ヨガ教室（店舗）→オンラインヨガ運営（船小+主要設備導入変更）																																																																										
建設業→プラ加工製品の製造	観光バス事業→高齢者向け送迎サービス（異なる設備・コース）	施設管理業務→空気清浄機製造販売	アパレルショップ（店舗）→ネット販売開始（船小+主要設備導入）																																																																										
航空機部品製造→半導体関連部品製造	金属加工業→産業用ロボットの製造（異なる設備・用途）	トラック運送業→飲食業（前設・異なる市場）	レストラン→非対面化対応 テイクアウト販売（船小+主要設備導入）																																																																										
宿泊業→オートキャンプ場施設経営	衣料品販売店→健康・美容関連商品経営（異なるコース）	宿泊業→改装、コワーキングスペース（改装・設備導入）	健康器具製造→IT化で省力化で新機種の製造（デジタル化設備導入）																																																																										
不動産WM→Rオフィス事業	日本料理店→地産地消（無農薬野菜）	レンタカー賃貸→宿泊業（貸付ベンション）（改装・設備導入）	美容室（店舗）→訪問美容サービス（船小+主要設備導入）																																																																										
		製造業→工場跡地でデータセンター事業（サーバー購入）	×○販売店が従来の商品を既存のECサイトをいって販売網拡大（四設備 ×飲食店が新たな商品の提供、設備の撤去なく単にテイクアウト販売へ																																																																										

類型	新分野展開	事業転換	業種転換	業態転換	事業再編
内容	主たる業種又は事業を変更することなく新たな市場に進出	主たる業種を変更する事無く、主たる事業を変更（核事業の変更）	主たる業種を変更	提供方法や製造方法を相当程度変更	組織再編行為（合併・会社分割・株式移転・事業譲渡）等を補助事業開始後に行い、左記の展開・転換の何れかを行う
個別要件	新分野展開	事業転換	業種転換	業態転換	事業再編
日本産業分類（総務省）	大・中分類変更なし	中・小・細分類変更	大分類変更	既存撤去・縮小 or AI（非対面デジ）	一左記該当するいずれかの条件を適用する
新規性要件（自社の）	<ul style="list-style-type: none"> <li>【製品・サービス等】</li> <li>①過去実績なし</li> <li>②製造主要設備の変更</li> <li>③定量的に性能・効率が異なる（比較困難な場合、要説明）</li> <li>※既存の増産・容易・改良・組合せ</li> <li>【市場】</li> <li>※既存製品と新製品等の代替性が低い事</li> <li>※既存とのニバリ減産×増産○</li> </ul>	○	○	○	○
3～5年間の事業計画終了後の売上高構成比率要件	新事業で10%以上または総付加価値額の15%以上	最も高く	最も高く	新事業で10%以上または総付加価値額の15%以上	○（必須）

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①専ら補助事業の為に使用される事務所・生産施設・加工施設・販売施設・検査施設・共同作業場・倉庫、その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設・改修に要する経費</li> <li>②補助事業実施の為に必要となる建物の撤去に要する経費</li> <li>③ 賃賃物件等の現状回復に要する費用</li> <li>④貸工場、貸店舗等に一時的に移転する際に要する経費（貸工場・貸店舗等の賃借料、貸工場・貸店舗等への移転費等）：対象経費総額の1/2が上限、期間内に改修・設備入替を完了し、貸工場等から退去する必要あり</li> <li>※建物の単なる購入や賃貸は対象外 ※入札・相見積りが必要 ②③のみの事業計画は申請不可</li> </ul>
機械装置システム構築費（リース料含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①専ら補助事業の為に使用される機械装置・工具・器具（測定・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費</li> <li>②専ら補助事業実施の為に使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用に要する経費</li> <li>③①または②と一体で行う改良・修繕（機能・耐久性向上）、据付（本事業の為に軽微な）または運搬に要する経費</li> <li>※自社製作・構築の場合の部品購入費用は当費用に該当 ※借入は交付決定後に契約した実施期間中のリース・レンタル（費用）をいう超過分は按分した実施期間が対象 ※中古品も3者相見積り取得可能 構築物・船舶・航空機・車両および運搬具に関わる経費は対象外</li> </ul>
技術導入費	本事業遂行の為に必要な知的財産権等の導入に要する経費（第三者から契約取得も可能 専門家経費・外注費とは別途計上）
専門家経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業遂行の為に依頼した専門家（学識経験者・業界・副業・フリーランス）に支払われる経費（参考単価を必要）5万円/日・旅費上限</li> <li>※参考単価 教授・弁護士・弁理士・会計士・医師等 5万円/日以下、 准教授・技術士・中小企業診断士・ITコーディネーター等 4万円/日</li> <li>※専門家経費支出対象者には技術導入費、外注費を併せて支出することは不可 応募申請時の認定支援機関や作成支援に関わる外部支援者に対する経費は対象外</li> </ul>
運搬費	運搬料、宅配、郵送料等 ※機械装置の運搬料は別（機械装置・システム費に含める）
クラウドサービス利用料	専ら補助事業の為に利用されるサービスやWEBプラットフォーム等の利用料 サーバー上の領域を借りる費用・サーバー上のサービスを利用する費用 当該費用は補助事業実施期間中の経費（超過分は按分計算）付帯経費（ルーター使用料・通信料等）対象 自社の他事業と共有する場合は対象外 サーバー購入・レンタル費用は対象外 PC・タブレット・スマホの本体費用は対象外
外注費	本事業遂行の為に必要な加工や設計（デザイン）、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 外注先との書面契約締結必要 外注先の設備等の購入費用は対象外 機械設備等の製作外注は「機械装置・システム構築費」に計上 ※外注先に技術導入費、専門家派遣費を併せて支払う事は不可 外部への販売・レンタルの為に量産品の加工外注費用は対象外
知的財産等関連経費	開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の取得に要する費用（弁理士の手続代行費用外国特許への翻訳料等関連費用 但し実施期間中の出願手続きを完了している事 ※特許行への納付手数料（出願料・審査請求料・特許料等）は対象外 国際規格認証取得に関わる経費は対象
広告宣伝・販促費	本事業で開発または提供する商品・サービスに係る広告（パンフ・動画・写真等）の作成および媒体掲載、展示会出店（海外含む）、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用経費 ※自社の本事業以外や会社全体のPR広告に関する経費は対象外 補助事業期間中に広告が使用・掲載される事 展示会が開催される事
研修費	本事業遂行の為に必要な教育訓練や講座受講に関わる経費 費用の補助を希望する場合は事業計画書に①研修名 ②研修実施主体 ③研修内容 ④研修受講費 ⑤研修受講者 についての情報を記載必須 ※入学金・交通費・滞在費は補助対象外 ※教育訓練給付制度の他、自治体等の教育訓練に関わる補助・給付の重複利用は不可

対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所等に係る家賃・保証金・敷金・仲介手数料・水道光熱費 フランチャイズ加盟料 電話・ネット利用料等の通信費 金券 販売商品の原材料費 事務用消耗品費</li> <li>保証料 新聞代 団体等の会費 不動産・株式・自動車等車両（公道走行用） 船舶・航空機の購入・修理・車検費用 税務士税務申告・弁護士訴訟費用 収入印紙代</li> <li>振込・両替・代引手数料 租税公課 収入印紙 各種保険料 借入の支払利息、遅延損害金 本申請の作成・提出に関わる経費 汎用性あり目的外使用になり得るもの（PC・プリンター、一般ビジネスソフト・タブレット・スマホ・複合機・家具等） 一般的に広く流通していない中古機械設備等、その価格の適正性が明確でない中古品購入費（3者以上の相見積りあり）</li> <li>事業に係る自社の人件費・旅費</li> </ul>
-------	--

対象経費留意・注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象経費は補助事業実施期間中に補助事業の為に支払を行った事を確認できるものに限り、</li> <li>※補助金交付申請額の算定段階において消費税等は補助対象経費から除外して算定</li> <li>※過度な経費、妥当性に十分な根拠が示されない経費が存在し、本事業の目的や事業計画に対して不適当と認められる時は交付決定手続きの際に対象経費の見直しを求めます</li> <li>※補助事業により建設した建物に抵当権など担保権を設定する場合、設定前に事前に事務局の承認を受ける事が必要 補助事業遂行の為に資金調達する場合に限り、担保実行時に国庫納付をすることを条件に認められる 尚、根拠当権の設定は不可</li> <li>※根拠当権が設定されている土地に建物新築する場合は、根拠当権設定契約において、建設した施設等の財産に対する追加担保入念事項が定められていないことについての確認書を交付申請時に提出する必要があります</li> </ul>
------------	---

主な不採択・交付取消該当事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>①要件にそぐわない・公序良俗に反する・反社絡み ②具体的事業実施の大半を他社に外注または委託し、企画だけを行う事業 ③専ら資産運用的性格の強い事業</li> <li>④建設又は購入した施設・設備自ら占有し、事業の用に供する事無く、特定の第三者に長期間貸させるような事業（リース会社（購入・リース）との共同申請では該当せず） ⑤主として解雇を通じて付加価値要件を達成させる事業</li> <li>⑥重複申請（同一法人による複数申請）、類似内容の事業（過去または現在の他の国が助成する他の制度（補助金・委託費・固定価格買取制度等）も含む）…重畳となる</li> <li>⑦虚偽申請</li> </ul>
----------------	--